

第3回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議・
第8回児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議幹事会
議事概要

1. 日時

平成30年7月20日（金）14時00分～14時20分

2. 場所

中央合同庁舎5号館9階 厚生労働省省議室

3. 出席者

厚生労働副大臣 高木 美智代

厚生労働大臣政務官 大沼 みづほ

内閣官房内閣審議官（厚生労働省子ども家庭局併任） 山本 麻里

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（内閣府子ども・子育て本部統括官併任）

小野田 壮

警察庁生活安全局長 山下 史雄

総務省自治財政局長 黒田 武一郎

法務省民事局長 小野瀬 厚

法務省刑事局長 辻 裕教

法務省官房審議官 山内 由光

文部科学省生涯学習政策局長 常盤 豊

文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和

厚生労働省子ども家庭局長 吉田 学

厚生労働省社会・援護局長 定塚 由美子

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 宮寄 雅則

厚生労働省政策統括官（総合政策担当） 藤澤 勝博

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（総括担当）（内閣府子ども・子育て本部参事官（総括担当）併任） 伊藤 信

警察庁生活安全局少年課少年保護対策室長 松木 秀彰

総務省自治財政局調整課長 福田 肇

法務省民事局参事官 山口 敦士

法務省刑事局参事官 是木 誠

法務省人権擁護局参事官 中島 行雄

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課長 中野 理美

文部科学省初等中等教育局児童生徒課専門官 星 匠哉

厚生労働省子ども家庭局総務課長 長田 浩志

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 成松 英範

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 宮腰 奏子

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長 平子 哲夫

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長 竹垣 守

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室長

三好 圭

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 武田 康久

厚生労働省政策統括官（総合政策担当）付社会保障担当参事官室長補佐 千正 康裕

4. 議事概要

○挨拶

【高木厚生労働副大臣】

本日は御多忙のところ、御参集いただき、御礼を申し上げる。「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」の開催に当たり、一言、ご挨拶申し上げる。

目黒区で発生した事案について、このような形でお子さんがなくなったことは誠に残念であり、あらためて御冥福をお祈り申し上げる。

先月 15 日に安倍内閣総理大臣からいただいたご指示を受け、関係府省庁で連携して検討し、本日の関係閣僚会議において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が決定された。会議においては、安倍内閣総理大臣から、厚生労働省を中心に各府省庁において、子どもの命を守るために、あらゆる手段を尽くし、やれることはすべてやるという強い決意で、取り組むことなどについてご指示をいただいた。

今後、この対策に基づき、①転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底、また、②虐待通告から 48 時間以内に子どもの安全確認ができない場合は、立入調査の実施をルール化、また、③子どもの安全確認ができない場合など、児童相談所と警察の情報共有ルールを明確化、また、④子どもの安全確保を最優先とし、リスクが高い場合に躊躇なく一時保護を実施、また、⑤乳幼児健診未受診者、未就園、未就学児の緊急把握を 9 月末までに実施することについて、早急に行うこととしている。

また、現行の「児童相談所強化プラン」を前倒して見直し、来年度から 2022 年度までを期間とする新たな体制強化プランを策定し、その中で、児童相談所の児童福祉司については、現行の約 3,200 人に加え、約 2,000 人程度の増加を図るとともに、市町村の体制強化などに取り組む。

さらに、児童虐待防止対策に関する課題を踏まえ、「児童虐待防止のための総合対策」を講じていく必要がある。いずれの項目についても、今後、政府一体となって、自治体や関係機関とともに、本対策を迅速かつ着実に実施し、地域社会全体で子どもの命を守る社会づくりを全力で進めていかなければならない。

本会議の構成員である各員におかれては、引き続き、それぞれの分野で、自治体、関係機関とも連携しながら、政府全体で児童虐待防止対策が推進されるよう、取組をお願い申し上げる。

(プレス退出)

○児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策について

【吉田厚生労働省子ども家庭局長】

今回、緊急総合対策を取りまとめるに当たり、総理の指示の下、関係府省庁におかれでは、多大なるご協力をいただき、調整の任に当たった者として、御礼申し上げる。緊急総合対策について、今後、政府一丸となって取り組むということで、関係各府省庁の更なるご協力をいただきたい。

児童相談所及び市町村の職員の体制強化が盛り込まれており、児童福祉司を 2,000 人確保するということが大きな柱となっている。採用に向け、厚生労働省の立場からも支援してきたいと考えているので、各府省庁においても、ご理解いただきたい。

また、緊急総合対策をまとめるに当たり、引き続き、検討が必要な事項について、議論させていただきながら進めていきたいと思っているので、ご協力をお願いする。

さらに、緊急総合対策の前文に書いてあるとおり、財政的措置が必要なものについては、予算編成過程で検討する、あるいは、制度的な対応が必要なものについても、検討の上、

所要の措置を講じることとしている。今後、具体化をすべく、引き続き、ご協力いただきたい。

【小野田内閣府政策統括官】

子ども・若者の育成支援や少子化対策の推進に当たっては、児童虐待の発生予防、発生時の迅速的確な対応などが極めて重要である。

今般の緊急総合対策を踏まえ、緊急に実施する重点対策である、未就園児などで安全が確認できていない子どもの情報の緊急把握をはじめ、保育所や認定こども園などから市町村、児童相談所への情報提供の徹底などに関係省庁と密接に連携して取り組んでまいりたい。

【山下警察庁生活安全局長】

今回の事件については、3月2日、東京都目黒区で、当時5歳の女児が死亡した事案につき、警視庁が6月6日、両親を保護責任者遺棄致死罪で逮捕し、その後、所要の捜査を行い、検察庁に送致した結果、6月27日に起訴されたものと承知している。

本日、関係閣僚会議において取りまとめられた児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策における警察に関する事項として、まず、「緊急に実施する重点対策」のⅡとして、児童相談所が子どもとの面会ができず、安全確認ができない場合には、児童相談所において、立入り調査を実施し、その場合、必要に応じて警察への援助要請が行うこととされたが、警察としては、援助要請に対して迅速的確に対応してまいりたい。

また、Ⅲ「児童相談所と警察の間の情報共有の強化」として、虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報や、通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報等について、児童相談所と警察との間で共有することが明確化されたが、こうした情報共有を児童の安全確保のための対応に活かしてまいりたい。

さらに、「児童虐待防止のための総合対策」の中では、警察としてこれまで取り組んできた、ケース検討や訓練などの合同研修等の実施による警察と児童相談所の連携強化、子どもの負担軽減を図るための代表者聴取の適切な実施なども盛り込まれており、引き続き、適切に実施してまいりたい。

警察としては、これらの対策にしっかりと取り組み、今後とも、児童虐待の早期発見と児童の安全確保を図るため、児童相談所等関係機関との連携の一層の強化に向けた必要な検討を行うなどして、児童虐待事案対応に万全を期してまいりたい。

【黒田総務省自治財政局長】

今回の緊急総合対策においては、財政的措置が必要なものについては、今後の予算編成過程において、検討していくことになる。児童虐待対策の強化を受け、関係府省庁と連携しながら地方団体が負担する経費について、適切に財政措置を講じてまいりたい。

【小野瀬法務省民事局長】

「児童虐待防止のための総合対策」のうち、「6. 保護された子どもの受け皿の充実強化」の中の「児童養護施設等における家庭的養育の推進」との関係で、法務省において、現在、特別養子制度の見直しを行っている。法制審議会において、対象となる子どもの範囲を広げるなど、制度の利用促進をする方向で検討が進められているが、前回の連絡会議後、6月26日に第1回の会議が開かれ、第2回は今月末、7月31日に開かれる予定である。法務省民事局としては、引き続き、できる限り速やかに答申をいただけるように進めていきたいと考えている。

【辻法務省刑事局長】

検察当局におきましては、従前より、警察、児童相談所と緊密に連携し、児童の負担軽減等のため、三機関の代表者が児童から聴取する取組を進めてきた。今後とも、この取組を推進するとともに、再犯によって児童が繰り返し被害を受けることがないようにするとの観点からも、警察及び児童相談所との間で、一層の情報の共有を図り、事案に対して適切かつ厳正な対処に努めていくものと承知している。

【山内法務省官房審議官】

法務省では、全国の法務局において、人権相談所を開設し、児童虐待を含む、あらゆる人権問題について相談に応じているが、この度の緊急総合対策を受け、全国の法務局において、子どもの人権問題に関する専用電話「子どもの人権110番」や小学校・中学校を対象とした「子どもの人権SOSミニレター」を、本人のみならず、その近親者に対する児童虐待事案等を発見するための手段として活用していきたいと考えている。今後、人権擁護委員が地域の人権啓発活動を行っているが、今回の目黒の事案を十分意識した上で、情報収集に努めてまいりたい。

【高橋文部科学省初等中等教育局長】

文部科学省では、児童虐待の問題については、その未然防止、早期発見・早期対応が重要であるとの認識の下、幼稚園を含む学校における早期発見や通告、学校・家庭・関係機関における協力・連携した対応が必要であると考えている。

これまででも、学校における児童虐待への対応としては、学校で児童虐待を受けたと思われる幼児児童生徒を発見した場合は、速やかに、これを市町村、児童相談所等に通告しなければならないことなどを周知し、対応を促しているが、本日取りまとめられた総合対策に基づき、更なる児童虐待の早期発見・早期対応のために、例えば、就学時健診の場で虐待リスクのある子どもを把握した際ににおける、児童虐待担当部署等への情報提供の促進、教職員に対する児童虐待に関する研修の充実等に取り組むとともに、また、関係機関間の連携強化のために、学校等から児童相談所等への定期的な情報提供についての周知徹底、スクールソーシャルワーカー等の配置の促進等に取り組んでまいりたい。

今後とも、厚生労働省等の関係府省庁と緊密な連携を図りながら、学校において児童虐待に対して適切な対応がなされるよう、必要な指導・助言を行ってまいりたい。

【定塚厚生労働省社会・援護局長】

社会援護局においては、緊急総合対策の9ページに生活困窮家庭に対する支援と児童虐待防止対策との連携の強化を盛り込んでいる。

具体的には、生活保護のケースワーカーや生活困窮者自立支援制度の支援員が、相談対応等に当たって虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所等へ速やかに連絡することとしている。

児童虐待は、経済的困窮や社会的孤立などの課題が背景にあることもあり、そのような困難を抱える保護者や子どもと接する機会が多い支援員が、市町村の担当部署等への円滑な情報提供を行うことにより、虐待の早期発見につなげる役割を果たすことが重要である。

また、児童虐待対応の中で、複合的な課題を抱え、困窮状態にある方を把握した場合には、生活困窮者自立支援窓口に連絡するなど、双方の緊密な連携を図ることとしている。

以上の内容について、自治体や関係団体に対し、しっかりと周知を行ってまいりたい。

【宮崎厚生労働省障害保健福祉部長】

障害児への虐待防止について、今回の緊急総合対策においては、障害のある子どもとその保護者の支援の強化が盛り込まれている。子どもに知的障害や発達障害等があることが児童虐待のリスク要因の一つとされており、こうした家庭に早期にアプローチし、適切な支援につなげたり、発達障害等がある子どもの専門医療機関に早期に受診できるよう自治

体の体制整備を促進してまいりたい。

また、虐待の未然防止のために保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングを実施し、障害がある子どもの保護者が子育てに対して抱いている不安の軽減に努めてまいりたい。緊急総合対策の決定を受け、今後、これらの取組を着実に実施していくために必要な予算の確保に努めてまいりたい。

以上